

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第 1 指定管理者は、その業務を実施するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第 2 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、その業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前 2 項の規定は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第 3 指定管理者は、この業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(委託)

第 4 指定管理者は、今治市の許諾があるときを除き、この業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 指定管理者は、今治市の許諾を得て、この業務に係る個人情報の処理を第三者に委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(特定個人情報の処理についての委託)

第 5 指定管理者は、特定個人情報の処理を第三者に委託するときは、次に掲げる事項を含め、指定管理者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を委託するものとし、今治市の事前の書面による同意を得なければならない。

- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) その他委託先の経営環境

2 指定管理者は委託先との間で、今治市障がい者文化体育施設指定管理者業務仕様書（この特記事項を含む。以下同じ。）に定める業務基準と同等の内容の委託契約を締結しなければならないものとする。また、委託先には指定管理業務において指定管理者に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。委託契約の中には、委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、今治市及び指定管理者の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。

3 委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。今治市は、指定管理者が委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

（業務目的以外の利用等の禁止）

第6 指定管理者は、次2項に定める場合のほか、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 指定管理者は、特定個人情報を、その業務の目的以外に利用してはならない。

3 指定管理者は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。

（複写及び複製の禁止）

第7 指定管理者は、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の持ち出し禁止）

第8 指定管理者は、その業務に従事する者に対し、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を指定管理者の事業所以外の場所（特定個人情報については、指定管理者の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。）又は管理区域（特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。）以外の場所）に持ち出させてはならない。

（事故発生時の報告義務）

第9 指定管理者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、今治市に報告し、その指示に従わなければならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

2 前項の場合において、指定管理者は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、今治市に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。

- 3 特定個人情報の漏えい等に関し、今治市の職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、今治市に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、指定管理者は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。
- 4 前項の第三者からの項に対する申立てが、指定管理者の責任範囲に属するときは、指定管理者は、今治市が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。
- 5 特定個人情報の漏えい等に関し、今治市の職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、指定管理者に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、指定管理者は、速やかに、今治市に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。
- 6 今治市が必要と判断するときは、今治市は、指定管理者に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立の解決に関する指示又は援助を行うことができる。
- 7 本条の定めは、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても有効とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10 指定管理者は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後、この業務に係る個人情報を、速やかに今治市に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、今治市の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。

(監督)

第11 今治市は、この業務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、指定管理者から報告を徴収することができる。

- 2 前項の報告は、今治市が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、今治市は、指定管理者に対し、書面により業務の遵守状況等について確認することができる。
- 3 今治市及び指定管理者は前項の確認の結果を踏まえ、指定管理業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。

(監査・検査・行政庁等への協力等)

第12 今治市又は今治市の指定した者は、指定管理者に事前に通知し、指定管理者の承諾を得た上でいつでも、その業務に支障を生じさせない範囲内において指定管理施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複写、指定管理者の役員及び従業員への事情聴取等業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。指定管理者は、合理的事由のある場合を除き、今治市又は今治市の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。

- 2 前項の監査又は検査の結果、指定管理者の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と今治市が判断した場合、今治市は指定管理者に対し、その改善を要請することができる。
- 3 指定管理者は、今治市が要求した場合は、年1回（特に必要がある場合はそれ以上）、指定管理者の費用で、今治市が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、今治市の要求する基準を満たさなければならない。
- 4 指定管理者は、今治市の監督当局に対する義務の履行等（今治市を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他今治市の監督当局に対する義務の履行等）を妨げることがないように、今治市に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。

（措置事項に違反した場合の指定の取消し及び損害賠償）

第13 今治市は、指定管理者がこの特記事項に違反していると認めたときは、指定の取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じること、及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第14 指定管理者は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。